平成２６年度　第６回　淡路市子ども・子育て会議

●開催日時 平成26年8月19日（火）午後2時00分開会～午後4時10分閉会

●開催場所 淡路市役所２階　大会議室１・２

●議題（１）淡路市の保育の必要性認可基準について基本的な考え方

（２）子ども・子育て支援にかかります淡路市の条例制定について

　　　　・特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準について

　　　　・家庭的保育事業の設備及び運営の基準について

　　　　・放課後健全育成事業の設備及び運営等の基準について

（３）「教育・保育」及び「地域子ども・子育て支援事業」の「量の見込み」「確保方策等」のとりまとめについて

１　開会あいさつ…伊木会長

２　協議事項

（１）淡路市の保育の必要性認可基準について基本的な考え方

事務局：資料「淡路市の保育の必要性認可基準について」に基づき説明

会長：今の説明について、意見等はありますか。

事務局：今まで保育の必要性については曖昧で、具体的になかなか説明できませんでした。今回は分かりやすいよう資料にまとめました。基本的には、1つの手続きが２つになります。これまでは、保育所の入所申込みだけで保育所に入れました。それが、認可を受けて、入所申し込みをすることとなります。保育の必要性が判定されて１号・２号・３号となります。市民の皆さんにとっては、新制度の子ども・子育て支援の中で、最初に直面する変更点となります。

委員：「保育の必要性の事由」の「国基準」のところに「②妊娠、出産」とありますが、出産は何ヶ月までか決まっているのでしょうか。

事務局：産前２ヶ月、産後３ヶ月が限度となっています。月の途中入所ができないので、それに一番近い月初めからの入所になります。最大で産前が２ヶ月ですが、予定日によっては１ヶ月半ぐらいしかお預かりできない場合もあります。

委員：保育所は子どもが６ヶ月からの預かりではないのですか。

事務局：母親の出産を理由としてのお預かりする場合の説明になります。

委員：兄弟を預ける場合でもそうなりますか。

事務局：そうです。

委員：「保育の必要量」の「保育短時間」ですが、48時間から64時間で市町村がきめることになっています。本案の中では市の基準は64時間となっていますが、理由は何ですか。

事務局：１日４時間、週４日の16時間×４週ですが、１日４時間、週３日までなら一時保育で対応可能と考えました。

委員：その計算で、48時間なら一時預かり等他のサービスで対応できるということで設定したということですか。

事務局：その考えで案として出しました。

会長：他になければ、次に進みます。

(２)子ども・子育て支援にかかります淡路市の条例制定について

・特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準について

事務局：淡路市特定教育・保育施設の確認に係ります運営の基準案」に基づき説明

会長：新しい言葉が出てきました。事務局、補足説明をお願いします。

事務局：子ども・子育て支援新制度のポイントの１つとして、「施設型給付」「地域型保育給付」を創設されます。

今までは、幼児教育の部分は文科省、保育の部分は厚労省からお金がきていました。ばらばらだったものを一体化して１つの「施設型給付」となります。財政支援の仕組みが共通化されるのです。

この条例の基準案は、「淡路市特定教育・保育施設の確認に係る」と「淡路市特定地域型保育事業の確認に係る」との２本立てになっています。保育所・幼稚園・認定こども園のような、教育及び保育に係る施設、それに係るものについては基準を示しています。

「施設型給付」「地域型保育給付」を実施するにあたり、施設や事業者が基準に応じた対応をしているか確認をして給付をする。基準は３つあります。ひとつは、定員、利用開始に伴う基準、ふたつは、教育・保育の提供に係る基準、最後に管理・運営に関する基準等になります。それぞれ地域型保育事業、各施設で行われる保育・教育について、基準を設定しています。簡単に言えば、給付を行うにあたり、施設や各事業者が基準に応じたことをしているかを市が確認をし、それから給付することになります。条例は、その基準を設けたものであります。

会長：ご質問、ご意見はありますか。

委員：保育料はやはり変わりますか。

事務局：それほど変わらないと思います。

委員：認定こども園になった場合は、また変わりますか。

事務局：短い時間利用される方が出てくるので、判定号によっては安くなる人もいらっしゃると思います。

委員：それは、預かってくれる時間が短いからでしょうか。

事務局：そうです。

委員：広報にはどんな情報が載りますか。保育所にいれるか、認定こども園にいれるか、料金が気になるので、わかるよう書いて欲しいです。時間が短くなり安くなったとしても、長時間働きたいお母さんもいるかもしれないですし。入ったはいいが、やっぱり長い時間の方がいいと思えば変われるものでしょうか。

事務局：保育の必要量認定をし直せば対応できます。今は、認定こども園は市内にありません。まず、認定をしてから保育所や幼稚園を利用することをお知らせしなければならないと考えています。

・家庭的保育事業の設備及び運営の基準について

事務局 資料「子ども・子育て支援にかかる淡路市の条例制定について、家庭的保育事業の設備及び運営についての基準（案）」に基づき説明

会長：質問等はありますか。

委員：表に「従う」と「参酌」とありますが、「参酌」とは何ですか。

事務局：「参考」という意味合いになります。国基準を参考にして市は考える。ということです。

主にこういう法律については、国から出されたものがあり、国がこれについては従いなさいという部分を決めています。それ以外のところは、できるところまでやりなさいということで「参酌」となっています。

委員：保育ママは家庭的保育事業で目的は待機児童の解消だったように思います。淡路市では待機児童はいないのでしょうか。もし、事業をする人がいて申請したら、待機児童が現在市内にいない状態でも認められますか。

事務局：認めることはできます。それに区域でニーズ量のほうが多ければ認可しなければならないです。

委員：ニーズ量は淡路市全体で１区域として見ることになっていましたよね。

事務局：そうです。淡路市の場合、待機児童はいません。例えば、待機児童がいないのにあちこちで申請があった場合、今の保育の量と今後の見込みも合わせて需給調整をしなければならないので、事業申請があったからといって必ず認可をしなければいけないことはないです。

委員：家庭的保育事業者が保育所・幼稚園・認定こども園と連携を取るというのは、具体的にどういうことですか。

事務局：家庭的保育事業は、基本的には０歳から２歳児までが対象なので、そこから先がありません。３歳からの受け入れを継続して行えるよう、そして地域の子どもを育てられるよう、それぞれ保育事業者と連携を取ってもらわないとなりません。その意味での連携で、「～保育の提供の終了後も満３歳以上の児童に対して必要な保育が継続的に提供されるよう～」とありますので、基本的には地域の中での保育になります。ただ、こちらにお勤めされていて神戸に住んでいる方が淡路市の保育所を利用する場合は、逆に神戸の施設と連携も取っておかなければならない。だから「保護者の希望に基づき」となります。

委員：もう１つ。他市で国基準よりも下げたという例はありますか。

事務局：今のところ３市では聞いていません。

委員：建物や予備室のことを考えた場合、妥当な基準ではあっても、実際には厳しいこともあると思います。子ども達のことを考えると、「少なくともこれは必要」ということをきちんとしておかないといけないと思う。

事務局：保育所の小規模版で、安全性を重視してのことと受け止めています。参酌の部分については、従う方向で案を作成しました。

・放課後健全育成事業の設備及び運営等の基準について

事務局：資料「子ども・子育て支援にかかる淡路市の条例制定について、淡路市放課後児童健全育成事業（放課後クラブ）の設備及び運営に関る基準（案）について」に基づき説明

委員：夏期の学童保育は８月からで、７月20日くらいから夏期休暇に入りますが、８月までの10日間はどうしていますか。

事務局：21年度から４年生以上も受け入れる話しがあり、それは８月のみという方向でスタートしました。現状としては３年生まで通常預かり、４年生以上は８月だけの利用となり、夏休みに入るまでの10日間余りは受け入れをしていません。それまで保護者の皆さんはどうしておられるかの状況はわかりません。

委員：１～３年生までは７月も預かってもらえるということですか。

事務局：そうです。

委員：現在放課後クラブをしている施設で、1.65㎡の基準は守られていますか。

事務局：守っています。学童では定員に対し、基準面積1.65㎡以上ある場合もあります。最低1.65㎡として学童の利用定員を決めています。

委員：平成32年までに学童保育の受け入れ環境は改善されるのでしょうか。

事務局：この５年間で施設拡充や借りられる場所があれば借りて改善したいと考えています。

委員：保育の考え方と同じだと思いますが、1.65㎡というのは最低これだけ必要ということです。1.65㎡×定員でいくと子供たちにとっては、余裕がなくきついと思います。０歳児は1.98㎡です。平成32年までに改善して欲しいと思います。その基準より少ない施設はありますか。

事務局：下回っている施設はありません。

委員：北淡では再来年に学校統合するので、学童施設を作っていただけるものと期待しています。今、定員30名のところに70名入所している状況があります。今日も学童保育で夏休み工作教室をしました。休んでいる児童もいたが55人の児童がいました。広い体育館でもちょうど良いくらいと思うくらいです。今は仕方がないが、来年はなんとかして欲しいと思います。

事務局：北淡は、定員30名で換算すると１人あたりの面積は約2.5㎡となります。最初の定員設定の時に、利用人数見込みを30名程度としていたようです。ガイドラインは1.65㎡ですが、地域性やニーズ量等によって面積に差が出ます。今は３年生までという基準ですが、淡路市は４年生以上も８月だけは受けいれる基準になっています。それは、淡路市の運用でやっています。今度は６年生までという基準を設けることになります。５年後を目標に６年生までの受け入れと、定員の見込みを試算し、それぞれの施設の準備体制をこの基準をもとに整備することを考えたい。

委員：第９条に付け加えた「暴力団の排除」は、各地域でも何か影響があるものですか。

事務局：淡路市では学童保育をしているのは公です。今後、他の事業者が参入する可能性はないとはいえない。また、暴力団が学童保育を事業として行いたいということがあった場合にお断りできるようルールを作っておきました。

委員：一般的にそういう影響は見られますか。

事務局：実際に影響を受けた事例は聞いておりません。

委員：戻ってしまいますが、「保育短時間は下限が64時間で、週３回までなら一時保育で大丈夫という考えで設定しました。」と事務局より説明があったことについてです。津名地区では、一時保育はなかなか受けてもらえません。週３日働く人を一時保育の定期的利用にしてしまって、緊急で預けたい人の枠を確保できるのかが心配です。号認定でニーズの流動があるとは思いますが、うちは淡路には祖父母がおらず、頼る人がいないので、そういった場合は、一時保育かファミリーサポートになります。一時保育がいっぱいだとファミリーサポートになりますが、朝から晩まで預けるとかなりの額になります。ファミリーサポートの利用額が１時間800円というのは、安いほうだと聞きました。が、実際に入院等で２週間、毎日利用しようと思えば、かなりの出費で大変です。市からの補助等があれば助かるのですが。

委員：一時預りを、利用したい時に利用できるようにして欲しいです。同じく、ファミリーサポートは、利用料金の負担が軽くなるような補助があればいいと思います。

（３）「教育・保育」及び「地域子ども・子育て支援事業」の「量の見込み」「確保方策等」のとりまとめについて

事務局：資料「教育・保育」及び「地域子ども・子育て支援事業」の「量の見込み」「確保方策等」に基づき（１号認定について）説明

委員：見込みとしては、将来保育所が減って、認定こども園が増えるということでしょうか。

事務局：１号・２号については、３～５歳の子どもが対象になるので、３歳以上の子どもに向けた幼児教育をどうするか、１号に該当する保育の必要性がない子どもの受け入れをどうするかについて考えた時、認定こども園を考える必要が出てくることになります。

会長：淡路市の保育園の再編計画は、具体的に始まっていますか。

事務局：再編計画はずっと進めていて、一宮、北淡地域については順次進めています。

委員：具体的にはどうなりますか。前回の会議では１号認定は幼稚園だが、幼稚園のない所では保育所を認定こども園に移行して受け皿を確保できるということでしたが、今日のお話しでは１号認定でも保育所に特別利用保育で入所可能だということでした。現状は、変えないということですか。

事務局：保育所には２号・３号の利用施設ですが、認定こども園となることによって受け入れ態勢も整えて、１つの施設で１号から３号の方に利用していただくことができます。１号の子どもは本来利用できるのは、幼稚園もしくは認定こども園になります。そうなると、やはり認定こども園を考えないといけないのではないかと思っています。

委員：原則的にはそうだが、市は具体的に認定こども園の計画を立てていくのですか。例えば、来年度は津名の保育所を認定こども園にしましょう、３年後は北淡にしましょうというような。

事務局：まずは計画を立てて、その案を投げかける形になります。

委員：実施計画を作るのですか。

事務局：作る必要があります。先生達の資格の問題等が出てきますので。このまま幼稚園と保育所というスタイルでいくのか、新たに国が進めている制度を検討するのかという入り口からこの会議で意見を聴いてまいりました。今のところ、認定こども園の事業計画は作っていないので、今後、作る必要があります。

委員：この会は、市の意向を承認する会なのですか。

事務局：承認ではなく、ご意見をいただく会議です。子育て会議の意見を聴き、計画に反映することになります。私立保育園の意向も確認しながら今後の計画を立てます。

委員：そろそろ落とし所を考えて会を進めていかないと、もう、その時期にきていると思います。

事務局：今のところ、来年に認定こども園をスタートするのは難しいです。

委員：確かに。保育所を認定こども園にするのは、５月から進めてぎりぎりの状態だと言われていました。

事務局：１号の確保方策として、認定こども園という話が何度もでてきているので、認定こども園整備は、私立のご意見もうかがいながら進めていくことになります。職員の研修等も含めて、平成２７年度から５年間を目標として。

会長：市の再編計画と一緒になりますか。

事務局：再編計画は保育所の再編計画です。小さな園をまず統廃合していく流れの中で、各地域で年度目標を掲げて行っています。子ども・子育て支援法の施行に伴い１号の受け入れ対応があるので、一緒に計画は考えていく必要があります。

会長：保育園は淡路市内に私立・公立合わせて18ありますが、その中でやりたいという園はありますか。

事務局：私立では、考えているところもあるように思います。

委員：岩屋だけ幼稚園があり、淡路市内で不平等です。今後どういう形になりますか。

事務局：幼稚園を認定こども園にするか、幼稚園と保育所を１つにして認定こども園にするか、幼稚園をなくして保育所だけにするかの３パターン考えられます。今のところ幼稚園に行っているのは５歳児だけです。利用実態も聞きながら、どういうあり方がいいのかを考える必要があります。

会長：具体的な方向付けはこれからですか。

事務局：そうです。

会長：新制度は27年度４月スタ―トだが、そこから施設のニーズ調査が始まるのですか。

事務局：施設のニーズ調査はしないです。今後の市の考え方を出していくことになります。

会長：それでは、次に進めます。

事務局 ：引き続き資料説明

委員：子育て学習センタ―は淡路市で５センタ―あります。年々登録者数は、増えています。地域によって参加者の多い少ないはありますが、少ないところでも人口に対しての参加率は50％かそれ以上。就園前のお母さん方に利用していだいています。量の見込みは、この数字で足りていますか。

事務局：確認済みです。

委員：だいたい週４日設けていて、１日は相談日になっています。来年度に向けて、センタ―型を検討中です。今は10時から12時が利用時間ですが、地域子育て支援拠点事業に参入すると、１日に５時間以上開設することが条件になるので、それに向けて動いている最中です。

委員：今は10時から12時の２時間です、それを３時間増やすのですか。

委員：職員は９時から14時までの５時間勤務です。お母さん達に広場として開放している時間が10時から12時で、相談は職員がいる時間帯であればいつでも対応可能です。

会長：「病児・病後児保育事業」は27年度から見込み量が入っています。確保方策は、広域で３市として考えていくとのことでしたが、どのようになっていますか。

事務局：表は見込み量で、３市の回答は何も出ておらず、前回と変わっていません

委員：聖智学園の提供サービスは、どんなものですか。

事務局：市を通さなくても、利用者の希望で利用できるサービスもあります。市の場合は、申し出があると、保護や対応が必要かどうか決定をして受け入れることになります。本人の利用希望ではなく、市が認めないといけないことがあります。ショートステイ・トワイライトステイは、必要があるかにより措置をすることになります。聖智学園は施設独自のサービスで、休日・夜間一時預かりをしています。

委員：ファミリー・サポート・センタ―の見込みはゼロとの話でありますが、市が島外から人を呼び込んで人口を増やす場合、祖父母の支援のない人が増える可能性が高くなります。そういう人の支援体制整備のため、見込み量は上げた方がよいと思います。

事務局：これは、小学生は学童があり、ファミリーサポートを利用しないとしてこのような見込み結果になっているのだと推察できます。

委員：もし母親に何かあって、父親も仕事があれば、ファミリーサポートしか対応ができないのではないでしょうか。

会長：全体を通してでも良いので、何かご意見等はありますか。

委員：「放課後子ども教室との一体的な運営方法について～」とありますが、これは今回の計画で具体的にそこまで踏み込んでしますということですか。

事務局：今のところは別物の事業として考えざるを得ないです。対象は小学生ですが、場所もまちまちで、子ども教室は年間40日しか開設していないし、土曜日に行っているところが多い。ところが、学童は土曜日にお休みする子が多い。環境が整わないと、一緒にするのは難しいです。教育委員会と調整が必要です。

県にニーズ量と確保方策について、市の状況を報告するのですが、この資料を基に報告させていただきます。

会長：他に何かありませんか。なければ、閉会いたします。

３　閉会あいさつ…三浦副会長

　　　　　　　　　　　　　　　以　　　　　　　上